

平成 2 7 年第 5 回 ( 5 月 )  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年5月8日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時27分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
	土屋 豊一

欠席委員の氏名 是木 則幸

4. 付議事項

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第11号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動  
計画の決定について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成27年第5回(5月)総会を開催いたします。なお、本日は是木則幸委員が都合により欠席となっておりますので、委員14名での開催となります。 開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さんおはようございます。やっと昨日とは打って変って天気もよくなりました。春田起こし等農作業がこれから忙しくなると思いますが十分体に気をつけてください。 それでは、ただいまから平成27年第5回5月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に

事務局	<p>は賀部委員、若山委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。それでは1ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番10 田 313㎡  譲渡人：中津市〇〇〇〇番地 T. Y(持分1/2)  中津市豊田町〇〇番地〇 T. F(持分1/2)  譲受人：吉富町大字広津〇〇番地〇 N. H  転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 68.14㎡  駐車場</p> <p>(その他議案内容朗読及びP2からP8説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在はこの近隣は新興住宅地となっており、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われれます。</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第10号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第10号に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、「議案第11号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>9ページをご覧ください。(議案表紙朗読)</p> <p>この案件は、3月の総会にて計画案としてご審議いただいた案件を決定していただく議案です。</p> <p>再度、この点検・評価及び活動計画の位置づけについて概略を説明いたしますと、平成20年12月、農林水産省は新たな農地政策の方向性を示す「農地改革プラン」を公表し、この新たな農地制度の実効を上げるためには、現場で中心となる農業委員会の役割が重</p>

	<p>要であることから、その運用を担う農業委員会の事務の点検・検証を行うこととなり、具体的な活動計画を策定し、広く農業者の意見を聞き、その意見を活動計画に反映すること、またホームページ等に公表することとされました。</p>
	<p>これにより「農業委員会は、毎年度1月から2月にかけて、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行い、3月末までに、当該の活動に対する点検・評価及び次年度の活動計画を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表し、広く意見を求めた後、5月末までに、寄せられた意見等を踏まえて活動計画を決定し、再度、市町村のホームページで公表するとともに、6月末までに決定した活動の点検・評価及び活動計画を国に提出することとなっております。</p>
	<p>これを踏まえ、本農業委員会にて3月に計画案をご審議頂き、その後、3月25日から4月27日の1ヶ月間町のホームページにて公表し意見等を募集しましたが、特に意見等はございませんでした。なお、内容につきましては3月の計画（案）より農林との協議により、一部変更をしていますので、説明は変更部のみとさせていただきます。（変更部を説明）</p>
<p>是木会長</p>	<p>以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。 それでは、ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>土屋委員 事務局</p>	<p>先ほど説明のあった認定農業者の数はどうなっているのか。 現在町には5名の認定農業者がおられます。平成27年中に2名の認定農業者が増える予定なので合計7名となる予定です。</p>
<p>土屋委員</p>	<p>今後の見通しはどうなっているのか。 今後は国の施策もありますが、本町においても10名程度の認定農業者を確保したいと思います。</p>
<p>是木会長 各委員 事務局</p>	<p>その他に質疑のある方は挙手願います。 （質疑なし） 今後この計画に沿って、耕作放棄地の解消・無断転用の防止等を推進していきます。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、議案第11号については原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>（異議なし）</p>
	<p>それでは「議案第11号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定については原案どおりと決めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。 23ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の報告事項です。この案件は相続によって土地</p>

	<p>を取得したという案件です。</p> <p>番号1はUさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p> <p>番号2はMさんより相続によって農地の所有権を取得した娘さんの届出の報告です。</p> <p>番号3はMさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>
是木会長	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、6月10日(水)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、これをもちまして平成27年第5回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>10時27分 閉会</p>